

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

広島県訓令で定める様式における読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和五年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県訓令で定める様式における読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に公布されている広島県訓令の様式中、読点として表記する「
」を「
」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年五月一日に施行する。

(公用文に関する規程の一部を改正する訓令の効力)

2 この訓令及び公用文に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年広島県訓令第一号。以下「第一号訓令」という。)による公用文に関する規程の改正については、同訓令は、この訓令によってまず改正され、次いで第二号訓令によって改正されるものとする。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)
を含む。)については、当分の間、これを使用することができる。